

リフォーム・引越し費用を補助します！

多子世帯リフォーム等支援補助金について

愛南町は、愛媛県との連携による人口減少対策の取り組みとして、妊娠・出産を望む人がその希望を叶えられ、安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、多子世帯におけるリフォームや引越しに要する経費を補助します。

★対象となる方★

支給対象児童の父および母で、以下の条件を全て満たす方。

- ① **申請日時点で**支給対象児童と 18 歳未満の児童(18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄又は姉)あわせて 2 人以上と**同居**し養育していること
- ② 申請日時点で、6ヶ月以上継続して愛南町の住民基本台帳に記録されていること
- ③ 世帯の全員が、以下の全てを満たしていること
 - (ア)町税等を滞納していないこと
 - (イ)生活保護を受けていないこと
 - (ウ)暴力団員でないこと
 - (エ)過去に同種の補助金等の交付を受けていないこと



★補助限度額★

対象児童が第2子の場合・・・**20万円**

第3子以降の場合・・・**30万円**

★補助対象経費★

母子手帳の交付を受けた日から出産後 1 年以内に契約し、かつ**支払いが完了**した下記のリフォーム及び引越しに係る経費。

対象区分	分 類	経費の内容
リフォーム	増改築工事	間取りの変更等
	バリアフリー改修工事	段差の解消、手すりの設置、通路幅等の拡張
	生活関連設備改修工事	キッチン、トイレ、洗面所、浴室等の設置や改修
引越し	引越業者によるもの	転居前の住居等から、現に居住する住宅への引越しに係る経費
	宅配業者によるもの	転居前の住居等から、現に居住する住宅への配送に係る経費

注1) リフォームについては、**県内に住所を有する個人事業者又は県内に本社・支店・営業所等を有する法人事業者との契約**により実施するものが対象です。

注2) リフォームの対象となる住宅は**申請者が現に居住し、申請者の住所に現存しているもの**に限ります。

注3) リフォーム費用の**申請者は**リフォーム工事を行う住宅を**所有する登記名義人(賃貸借契約の名義人)又はこれに準ずる者として町長が認める者で、その住宅に居住している者**に限ります。

★申請に必要なもの★

【対象区分：共通】

- ① 振込先が分かる通帳・キャッシュカード、母子手帳
- ② 補助対象経費に係る領収書の写し（経費の内容、領収日等の記載があるものに限る。）
※原本の提出が難しい場合はご相談ください。
- ③ その他、支給対象児童並びに当該支給対象児童の父及び母の年齢等について、公簿で確認できない場合は、住民票や戸籍謄本の提出を求める場合があります。

【対象区分：リフォーム】

- ③ リフォームに係る契約書の写し
- ④ 補助対象工事部分を写したカラー写真
- ⑤ 補助対象工事の内容が確認できる図面（軽易な工事である場合を除く。）
- ⑥ 住宅の所有者が確認できる書類の写し（賃貸物件の場合は、賃貸借契約書）

★申請期間★

対象児童の誕生日から起算して 1 年以内（申請は**期間内に1回**限り）

※必要書類に不備があった場合に備え、申請はお早目にお願いします。

令和7年度申請締め切り: 令和8年3月13日(金)

★よくある問合せ★

- **新築住宅の工事費**に充てることはできますか？
⇒対象外です。**新築住宅への引越**しは**対象**となります。
- 出産に合わせて出産前に引越ししました。対象になりますか？
⇒なります。**母子手帳発行日以降の引越**しであるならば、対象となります。ただし、**申請できるのは、対象児童を出産してから**になります。
- クロスの張替えのみ行いました。対象になりますか？
⇒**子育てしやすい環境づくりに寄与するリフォームが対象**となります。単にクロスの張替えなど行った場合は対象になりません。
- 他市町から転入してきました。子どもはまだ生後3か月です。申請できますか？
⇒出来ます。ただし申請できるのは、**愛南町に住所を置いて6か月が経過した日**からになります。また、県内他の市町で既に同様の補助金を受け取りされている場合は対象外となります。
- 親名義の家をリフォームする場合対象になりますか？
⇒出来ます。ただし承諾書等で名義人の承諾を得ていることを確認させていただきます。

※この補助金は、所得税法上「一時所得」として取り扱われます。この他にも同様の補助金を受け取りしている場合、特別控除（最高 50 万円）を超えた額については申告が必要です。ご不明な点は税務署にお問い合わせください。

【申請を検討される方は必ず事前に相談をお願いします！】

愛南町役場子育て支援課 0895-73-7135

